証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案要綱

金融庁の所掌事務に、次に掲げる事務を加えるものとすること。

一　次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

1　商品取引受託業務を営む者

2　商品取引債務引受業を営む者

3　商品市場を開設する者

4　商品先物取引協会

二　委託者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

三　委託者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

（第２１３条中金融庁設置法第４条関係）